

施設等の管理者の皆様へ

～南海トラフ地震の津波から円滑に避難するために～

対策計画・地震防災規程 の作成・変更が必要です

南海トラフ地震とは、南海トラフ（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域）及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震です。

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、著しい被害が生ずるおそれのある市町村が、南海トラフ地震防災対策推進地域（推進地域）に指定されました。（大阪府内は42市町村）

推進地域内において、津波防災地域づくりに関する法律に基づき大阪府知事が設定する津波浸水想定において、水深30cm以上の浸水が想定される区域（対象区域）において、大勢の人が出入りする施設や危険物を取り扱う施設などに、津波からの円滑な避難の確保等について定めた対策計画又は地震防災規程を定めることが義務付けられています。

また、令和元年5月31日に中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更されたため、既に定められた場合も変更する必要があります。

地震防災規程を作成する必要がある施設又は事業

地震防災規程を作成する必要がある施設等は、対象区域（3ページの「地震防災規程を作成する施設等の区域」を参照）に所在している次の施設等です。施設等の管理運営者が計画の作成義務者となります。

病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
（映画館、キャバレー、遊技場、料理店、店舗、診療所、図書館、公衆浴場、神社、寺院、教会、停車場・発着場、駐車場、学校、福祉施設、放送局、その他の事業場等）
石油類、火薬類、高圧ガスその他の危険物を製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
その他、地震防災上の措置を講じる必要があると認められる重要な施設又は事業
（水道事業、電気事業、ガス事業、勤務者が1,000人以上の工場等）
（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条に規定）

施設又は事業の管理運営者は、「対策計画」又は「地震防災規程」のいずれかを作成します。

- （1）「対策計画」とは、特別措置法の第7条に基づき、津波に係る地震防災対策に関して作成を義務付けられた計画をいい、下の（2）に該当しない施設等で特別措置法の適用を受ける施設等の管理運営者が作成します。
- （2）「地震防災規程」とは、消防法等関係法令の規定により、消防計画や予防規程等の防災又は保安に関する計画や規程の作成を義務付けられている施設等の管理運営者が作成します。当該計画等の中に、対策計画で定めるべき事項を定めた部分をいいます。



（消防法に基づく消防計画や予防規程を定めている事業所等は、「地震防災規程」を定めます。）

計画等に定める事項

対策計画又は地震防災規程として定めなければならない事項は、南海トラフ地震に係る次の事項です。

津波からの円滑な避難の確保（避難場所や避難経路、従業員や顧客の避難の方法等）
時間差発生等における円滑な避難の確保（南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における措置等）
防災訓練（施設等が実施する避難訓練や他の機関が実施する訓練への参加等）
地震防災上必要な教育及び広報（従業員への教育や顧客等への広報の実施方法（南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における措置を含む）等）

上記下線部が今回の変更箇所となります。

各提出先において対策計画、地震防災規程のモデルを作成しているところもあります。

各施設等においては、各提出先が作成した対策計画、地震防災規程のモデル等をもとに計画等を作成してください。

計画等の提出先

対策計画、地震防災規程を作成した場合、次の提出先に提出してください。

（計画の作成にあたってわからないことがある場合も、それぞれの提出先にお問い合わせください。）

対策計画

大阪府知事（危機管理室防災企画課）

地震防災規程

計画又は規程の許認可権限者又は届出受理者

（消防法に基づく消防計画や予防規程の中で定めた場合は所在地の消防署に提出。）

施設等が消防計画、予防規程等複数の計画又は規程の作成を義務付けられている場合は、施設等の管理運営者は、それぞれの計画又は規程で地震防災規程を作成し、それぞれの提出先に提出する必要があります。

計画等の提出期限

対策計画・地震防災規程を作成した時は、遅滞なく提出する必要があります。

対象区域内で新たに施設等を開業する場合は **施設等の開業前**

施設の拡大や事業内容の変更等がある場合も計画等を変更の上、提出する必要があります。

地震防災規程を作成する施設等の区域

大 阪 市	北区	梅田1から3丁目、大深町、大淀北1から2丁目、大淀中1から5丁目、大淀南1から3丁目、角田町、小松原町、芝田1から2丁目、曽根崎2丁目、曽根崎新地1から2丁目、太融寺町、茶屋町、鶴野町、堂島1から3丁目、堂島浜2丁目、堂山町、兎我野町、豊崎1から7丁目、中崎西1から4丁目、中津1から7丁目、本庄西3丁目
	都島区	内代町1丁目、毛馬町1から2丁目、高倉町1から3丁目、友淵町2から3丁目、中野町3丁目、東野田町3から5丁目、都島北通1から2丁目、都島中通1から3丁目、都島本通3から5丁目、都島南通1から2丁目、御幸町1から2丁目
	福島区	全域
	此花区	北港緑地1から2丁目を除く地域
	中央区	淡路町4丁目、瓦町4丁目、北久宝寺町4丁目、北浜4丁目、久太郎町4丁目、高麗橋4丁目、船場中央4丁目、宗右衛門町、道修町4丁目、平野町4丁目、備後町4丁目、伏見町4丁目、本町4丁目、南本町4丁目
	西区	全域
	港区	全域
	大正区	全域
	浪速区	芦原1から2丁目、稲荷1から2丁目、木津川1から2丁目、久保吉1から2丁目、幸町1から3丁目、桜川1から4丁目、塩草1から3丁目、敷津西1から2丁目、大国1から3丁目、立葉1から2丁目、浪速西1から4丁目、浪速東1から3丁目、湊町1から2丁目、元町3丁目
	西淀川区	全域
	淀川区	十八条1から3丁目、西三国1から2丁目、西宮原3丁目、東三国1から6丁目、宮原1から3丁目、宮原5丁目を除く地域
	旭区	大宮1丁目、高殿2丁目、高殿5丁目、高殿6丁目、中宮1丁目
	城東区	今福西1から6丁目、今福東1から2丁目、今福南2から4丁目、蒲生1から4丁目、鳴野西1から5丁目、鳴野東3丁目、成育1から4丁目、関目1から4丁目、中央1から3丁目、天王田、野江1から4丁目
	鶴見区	鶴見1から4丁目、横堤1丁目、横堤4丁目
	住之江区	安立2丁目、南港中4丁目～5丁目を除く地域
	住吉区	上住吉2丁目、墨江1丁目、住吉2丁目、長峽町、東粉浜3丁目、
	西成区	旭1から3丁目、岸里1から3丁目、北津守1から4丁目、北開1から2丁目、潮路1から2丁目、千本北1から2丁目、千本中1から2丁目、千本南1から2丁目、橋1から3丁目、玉出中1から2丁目、玉出西1から2丁目、玉出東1から2丁目、津守1から3丁目、鶴見橋1から3丁目、出城1から3丁目、長橋1から3丁目、中開1から3丁目、梅南1から3丁目、松1から3丁目、南津守1から7丁目、南開1から2丁目

東淀川区、天王寺区、東成区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区については、当該地域はありません。

対策計画・地震防災規程の提出先、問合せ先

対策計画の提出先

担当課	所在地	電話番号	FAX
大阪府危機管理室防災企画課	大阪市中央区大手前 3-1-43	06-6944-9128	06-6944-6654

次のホームページを参照 http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/taisakukeikaku.html

消防法に基づく地震防災規程・予防規定の提出先

消防署	所在地	電話番号	FAX
北	大阪市北区茶屋町 19 - 41	06-6372-0119	06-6372-4885
都島	大阪市都島区都島本通 2-1-8	06-6923-0119	06-6923-6444
福島	福島区吉野 3 - 17 - 22	06-6465-0119	06-6465-6311
此花	此花区春日出北 1 8 30	06-6461-0119	06-6461-5572
中央（本署）	中央区内本町 2 1 6	06-6947-0119	06-6942-5745
中央（上町出張所）	中央区中寺 1 2 28	06-6764-0119	06-6764-6940
西	西区九条南 1-12-54	06-4393-0119	06-4393-0124
港	港区弁天 1 4 1	06-6573-0119	06-6573-0325
水上	港区築港 3 1 47	06-6574-0119	06-6574-0140
大正	大正区小林東 3 5 16	06-6552-0119	06-6552-4099
浪速	浪速区元町 1-14-20	06-6641-0119	06-6634-0119
西淀川	西淀川区御幣島 1 10 20	06-6472-0119	06-6472-0533
淀川	淀川区木川東 4 10 12	06-6308-0119	06-6308-4071
旭	旭区大宮 1 1 11	06-6952-0119	06-6952-0125
城東	城東区中央 3 4 20	06-6931-0119	06-6931-0072
鶴見	鶴見区横堤 5-5-45	06-6912-0119	06-6912-6043
住之江	住之江区御崎 4 11 6	06-6685-0119	06-6685-8120
住吉	住吉区遠里小野 1-1-9	06-6695-0119	06-6695-4001
西成	西成区岸里 1 4 26	06-6653-0119	06-6653-2119